

業務改善推進者研修等業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という）が発注する業務改善推進者研修等業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

業務改善推進者研修等業務

2 業務の目的

栃木県教育委員会では、教員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本来的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図ることを目的に、平成 31(2019)年 1 月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定した。令和 3(2021)年 3 月に同プランを改定し、令和 3(2021)年度内に、教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とするとともに、業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やすことを目指している。

以上の目標を達成するためには、県教育委員会において、教育環境の整備や学校の負担軽減に引き続き努めることはもとより、各学校による主体的な業務改善の取組が欠かせない。

そこで、県内に業務改善の先進的な事例を生み出し、各学校の業務改善の取組の参考に供するため、モデル校 20 校を指定し、各モデル校の業務改善の中核となる職員に対して業務改善推進者研修及び実践報告会を実施することにより、各モデル校における業務改善の取組を支援することとした。また、全公立学校長を対象とした研修を実施し、県内各公立学校における主体的な業務改善の取組を促進することとした。

そのため、業務改善推進者研修及び校長研修が一体的かつ効果的に展開され、県内各公立学校において主体的な業務改善の取組が促進されるよう、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、優れた提案者を研修の企画・実施候補者として決定し、さらにその提案に基づき業務改善推進者研修等の企画・実施を依頼することを目的とする。

3 委託金額

3, 7 2 3, 0 0 0 円（消費税 3 3 8, 4 5 5 円を含む）を上限とする。

4 委託契約期間

契約締結の日から令和 4(2022)年 3 月 18 日（金）まで

5 業務委託の内容

甲は、以下の業務内容に示す研修等を実施するに当たり、必要となる研修等の企画・実施に係る業務の一切を乙に委託するものとする。

6 業務内容

(1) 校長研修

① 日程・場所・対象

期 日	時 間	方 法	対 象
5 月 7 日（金）	14:05～15:50	オンライン	県立高等学校・特別支援学校の校長
5 月 14 日（金）	14:05～15:50	オンライン	公立小・中・義務教育学校の校長※
5 月 17 日（月）	14:05～15:50	オンライン	公立小・中・義務教育学校の校長※

※公立小・中・義務教育学校の校長については、2 日間に分けて約半数ずつが受講する。

②企画・実施に当たっての要件

- ア) 栃木県総合教育センターの研修室に集合している受講者に対して、所定の日時に Zoom を介して講話を実施すること。その際、送信場所、送信に必要な機器は乙が用意すること。ただし、受講者の会場、送受信に必要な Zoom 会議室、受信に必要な機器は甲が用意する。
- イ) 本県公立学校における働き方改革の実態を踏まえた内容とすること。また、5月7日（金）と5月14日（金）・17日（月）では、紹介する事例を変えるなど、受講者が勤務する学校種に応じた内容となるよう工夫すること。
- ウ) 質疑の時間や個人演習を組み入れるなど、研修効果が高まるよう工夫すること。

(2) 業務改善推進者研修

①研修日程等

回数	期日	時間	場所
第1回	5月31日（月）	10:20～16:40	栃木県庁研修館
第2回	7月2日（金）	10:20～16:40	オンライン
第3回	10月26日（火）	10:20～16:40	オンライン
第4回	12月10日（金）	10:20～16:40	オンライン
第5回	1月25日（火）	10:20～16:40	オンライン

②研修受講者

業務改善推進モデル校 20 校（小 7、中 7、県立 6）の教職員 20 名。ただし、第 1 回については、各モデル校の校長 20 名も参加する。

その他、各回の研修に市町教育委員会等の関係職員が参加することがある。

③企画・実施に当たっての要件

- ア) 第 1 回は、栃木県庁研修館において集合研修を実施すること。ただし、会場の手配は甲が行う。
- イ) 第 2 回以降は、各モデル校にいる受講者に対して、所定の日時にオンラインにて研修を実施すること。その際、乙は、甲が開設している G Suite for Education を使用することができる。なお、送信に必要な機器は乙が用意することとし、受信に必要な機器は各モデル校の機器を使用することとする。
- ウ) 各回の研修は、研修内容を企画し、主となって研修を進める者と、主となって研修を進める者を補佐する者の複数名で担当すること。
- エ) 各受講者が勤務校での実践に生かせるよう、具体的かつ実践的な内容とすること。
- オ) 研修効果が高まるよう、個人演習や班別協議を組み入れるなどの工夫をすること。
- カ) 第 2 回以降は、各受講者のニーズや勤務校での取組状況を踏まえ、必要に応じて研修計画を見直しながら実施すること。その際、栃木県教育委員会の研修担当者と綿密に連絡を取り合いながら進めること。
- キ) 第 5 回は広く参加者を募り、実践報告会を開催すること。その際、限られた時間で効果的な報告会となるよう発表の方法、時間配分等を工夫して計画すること。
- ク) 5 回の集合研修のほか、各受講者に対し、90 分程度の個別相談をオンラインで実施すること。

7 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和 3（2021）年 4 月 1 日（木）から令和 3（2021）年 8 月 31 日（火）までの間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止または指名保留期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受

けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号に該当しない者であること。
- (5) 研修を企画・実施する者に、学校の業務改善に関して、公立学校の教職員を対象とした研修の企画・実施や公立学校への指導・助言の実績が豊富にあること。
- (6) 研修を企画・実施する者に、班別協議やグループワーク等を取り入れた双方向型のオンラインによる研修の企画・実施の実績があること。

8 その他

- (1) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て栃木県教育委員会に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に不明の点がある場合、または、明記のない事項については、速やかに栃木県教育委員会事務局総務課まで連絡し、その指示を受けること。